

改正案					現行				
3 建築・都市計画・土木関係					3 建築・都市計画・土木関係				
番号	事務	名称	額	徴収時期	番号	事務	名称	額	徴収時期
1	建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第4項又は第18条第3項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査	建築物の建築に関する確認申請又は計画通知手数料	<p>1 1件につき、次のアからエまでに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次に掲げる額(申請又は通知に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、2の項又は3の項に掲げる額の手数料を加えた額)。ただし、申請又は通知に係る計画に、建築基準法第6条の3第1項ただし書又は第18条第4項ただし書の規定により特定建築基準適合判定資格者である建築主事が行う、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第9条の3に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査(以下「特定建築基準適合審査」という。)に係る部分が含まれている場合においては、特定建築基準適合審査を行う部分ごとに2に掲げる額を加えた額とする。</p> <p>(1)~(8) 〔略〕</p> <p>(9) 50,000平方メートルを超えるもの 474,000円</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(同一敷地内において移転する場合を除く。)当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積(床面</p>	確認申請又は計画通知のとき。		〔同左〕	〔同左〕	<p>1 1件につき、次のアからエまでに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次に掲げる額(申請又は通知に係る計画に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、2の項又は3の項に掲げる額の手数料を加えた額)。ただし、申請又は通知に係る計画に、建築基準法第6条の3第1項ただし書又は第18条第4項ただし書の規定により特定建築基準適合判定資格者である建築主事が行う、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第9条の3に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査(以下「特定建築基準適合審査」という。)に係る部分が含まれている場合においては、特定建築基準適合審査を行う部分ごとに2に掲げる額を加えた額とする。</p> <p>(1)~(8) 〔略〕</p> <p>(9) 〔同左〕</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を増築する場合(同一敷地内において移転する場合を除く。)当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積(床面</p>	〔同左〕

			積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積) ウ・エ [略] 2 [略]	
2	建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第4項又は第18条第3項の規定に基づく建築設備に関する確認（建築設備を設置する場合（3の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の申請又は計画の通知に対する審査	建築設備の設置に関する確認申請又は計画通知手数料	(1) 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）1基につき 9,600円 (2) 小荷物専用昇降機1基につき 4,300円 (3) 前2号以外の1の建築設備につき 9,600円	確認申請又は計画通知のとき。
3	建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第4項又は第18条第3項の規定に基づく建築設備に関する確認（確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に係るものに限る。）の申請又は計画の通知に対する審査	確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に関する確認申請又は計画通知手数料	(1) 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）1基につき 5,400円 (2) 小荷物専用昇降機1基につき 3,300円 (3) 前2号以外の1の建築設備につき 5,400円	確認申請又は計画通知のとき。
4・5	[略]			
6	建築基準法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく建築物に関する完了検査（9の項に掲げる場合を除く。）の申請又は通知に対する審査	建築物の建築に関する完了検査申請又は工事完了通知手数料	1件につき、当該建築物を建築した場合（同一敷地内において移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る床面積、当該建築物を同一敷地内において移転し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請又は通知に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る	検査申請又は完了通知のとき。

			積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積) ウ・エ [略] 2 [略]	
2	建築基準法第87条の2において準用する同法第6条第4項又は第18条第3項の規定に基づく建築設備に関する確認（建築設備を設置する場合（3の項に掲げる場合を除く。）に係るものに限る。）の申請又は計画の通知に対する審査			〔同左〕
3	建築基準法第87条の2において準用する同法第6条第4項又は第18条第3項の規定に基づく建築設備に関する確認（確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合に係るものに限る。）の申請又は計画の通知に対する審査			〔同左〕
4・5	[略]			
6			1件につき、当該建築物を建築した場合（同一敷地内において移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る床面積、当該建築物を同一敷地内において移転し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請又は通知に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る	〔同左〕

			部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、7の項又は10の項に掲げる額の手数料を加えた額) (1)～(9) [略]	
7	建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく建築設備に関する完了検査（10の項に掲げる場合を除く。）の申請又は通知に対する審査	建築設備の設置に関する完了検査申請又は工事完了通知手数料	(1) 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）1基につき 13,000円 (2) 小荷物専用昇降機1基につき 8,600円 (3) 前2号以外の1の建築設備につき 13,000円	検査申請又は完了通知のとき。
8	[略]			
9	建築基準法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく建築物に関する完了検査（同法第7条の3第1項の特定工程に係るものに限る。10の項において同じ。）の申請又は通知に対する審査	中間検査を受けた建築物に関する完了検査申請又は工事完了通知手数料	1件につき、当該建築物を建築した場合（同一敷地内において移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る床面積、当該建築物を同一敷地内において移転し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請又は通知に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、7の項又は10の項に掲げる額の手数料を加えた額） (1)～(9) [略]	検査申請又は完了通知のとき。
10	建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく昇降機に関する完了検査の申請又は通知に対する審査	中間検査を受けた昇降機に関する完了検査申請又は工事完了通知手数料	(1) 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）1基につき 13,000円 (2) 小荷物専用昇降機1基につき 8,400円	検査申請又は完了通知のとき。
	建築基準法第7条の3第4項の規定に基づく	建築物に関する中間検査	1件につき、中間検査又は特定工程工事終了通知を行う部分の床面	検査申請又は終了

			部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、7の項又は10の項に掲げる額の手数料を加えた額) (1)～(9) [略]	
7	建築基準法第87条の2において準用する同法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく建築設備に関する完了検査（10の項に掲げる場合を除く。）の申請又は通知に対する審査	[同左]	[同左]	[同左]
8	[略]			
9	[同左]	[同左]	1件につき、当該建築物を建築した場合（同一敷地内において移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る床面積、当該建築物を同一敷地内において移転し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請又は通知に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、7の項又は10の項に掲げる額の手数料を加えた額） (1)～(9) [略]	[同左]
10	建築基準法第87条の2において準用する同法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく昇降機に関する完了検査の申請又は通知に対する審査	[同左]	[同左]	[同左]
	[同左]	[同左]	1件につき、中間検査又は特定工程工事終了通知を行う部分の床面	[同左]

11	建築物に関する中間検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく特定工程工事終了の通知に対する審査	査申請又は特定工程工事終了通知手数料	積に応じ、次に掲げる額（申請に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、12の項に掲げる額の手数料を加えた額） (1)～(9) 〔略〕	通知のとき。
12	建築基準法第87条の4において準用する同法第7条の3第4項の規定に基づく建築設備に関する中間検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく建築設備に関する特定工程工事終了の通知に対する審査	建築設備に関する中間検査申請又は特定工程工事終了通知手数料	(1) 昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）1基につき 12,000円 (2) 小荷物専用昇降機1基につき 8,300円 (3) 前2号以外の1の建築設備につき 12,000円	検査申請又は終了通知のとき。
13	〔略〕			
14	建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	1件につき 126,000円	認定申請のとき。
15	〔略〕			
15の2	建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	1件につき 31,000円	認定申請のとき。
16	建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	1件につき 36,000円	許可申請のとき
17				

11			積に応じ、次に掲げる額（申請に建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、12の項に掲げる額の手数料を加えた額） (1)～(9) 〔略〕	
12	建築基準法第87条の2において準用する同法第7条の3第4項の規定に基づく建築設備に関する中間検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく建築設備に関する特定工程工事終了の通知に対する審査	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
13	〔略〕			
14	建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
15	〔略〕			
	〔新設〕			
16	建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
17				

20	[略]			
21	建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	用途地域における建築等許可申請手数料	1件につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 建築基準法第48条第16項第1号に該当する場合 87,000円 (2) 建築基準法第48条第16項第2号に該当する場合 92,000円 (3) 前2号以外の場合 180,000円	許可申請のとき。
22	[略]			
24	[略]			
24の2	建築基準法第53条第5項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率の特例許可申請手数料	1件につき 36,000円	許可申請のとき。
25	建築基準法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき 36,000円	許可申請のとき。
26	[略]			
31	[略]			
3の3	[略]			
32	建築基準法第67条第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積の制限の適用除外に係	特定防災街区整備地区内の建築物の敷地面積	1件につき 160,000円	許可申請のとき。

20	[略]			
21	[同左]	[同左]	1件につき 180,000円	[同左]
22	[略]			
24	[略]			
24	[新設]			
25	建築基準法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	[同左]	[同左]	[同左]
26	[略]			
31	[略]			
3の3	[略]			
32	建築基準法第67条の3第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積の制限の適用除外	[同左]	[同左]	[同左]

	る許可の申請に対する審査	の制限の適用除外に係る許可申請手数料		
32の2	建築基準法第67条第5項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区内の建築物の壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき 160,000円	許可申請のとき。
32の3	建築基準法第67条第9項第2号の規定に基づく建築物の間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区内の建築物の間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき 160,000円	許可申請のとき。
33～42	〔略〕			
42の2	建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料	1件につき 195,000円	許可申請のとき。
43～46の1	〔略〕			
46の2	建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の当該2以上の工事の全体計画に関する認定の申請に対する審査	既存の1の建築ものについて2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の当該2以上の工事	1件につき 28,000円	認定申請のとき。

	に係る許可の申請に対する審査			
32の2	建築基準法第67条の3第5項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
32の3	建築基準法第67条の3第9項第2号の規定に基づく建築物の間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
33～42	〔略〕			
〔新設〕				
43～46の1	〔略〕			
46の2	建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の当該2以上の工事の全体計画に関する認定の申請に対する審査	既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の当該2以上の工事の全体計画に關	〔同左〕	〔同左〕

		の全体計画に関する認定申請手数料			する認定申請手数料		
46 の3	建築基準法第86条の8第3項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて増築等を含む工事をを行う場合の認定を受けた全体計画の変更に係る認定の申請に対する審査	既存の1の建築物について2以上の工事に分けて増築等を含む工事をを行う場合の認定を受けた全体計画の変更に係る認定申請手数料	1件につき 28,000円	認定申請のとき。	既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事をを行う場合の認定を受けた全体計画の変更に係る認定申請手数料	〔同左〕	〔同左〕
46 の4	建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事をを行う場合の当該2以上の工事の全体計画に関する認定の申請に対する審査	既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事をを行う場合の当該2以上の工事の全体計画に関する認定申請手数料	1件につき 28,000円	認定申請のとき。		〔新設〕	
46 の5	建築基準法第87条の2第2項において準用する同法第86条の8第3項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事をを行う場合の認定を受けた全体計画の変更に係る認定の申請に対する審査	既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事をを行う場合の認定を受けた全体計画の変更に係る認定申請手数料	1件につき 28,000円	認定申請のとき。		〔新設〕	

46 の6	建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料	1件につき 108,000円	許可申請のとき。
46 の7	建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料	1件につき 195,000円	許可申請のとき。
46 の8	〔略〕			
47 ～ 86	〔略〕			

〔新設〕	
〔新設〕	
46 の4	〔略〕
47 ～ 86	〔略〕